

居宅介護支援事業所 サンシニア河津
重要事項説明書

平成 11 年厚生省令第 38 号第 4 条第 1 項の規定に基づき、当事業者の居宅介護支援の提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者の概要

(1) 名称等

名称	居宅介護支援事業所 サンシニア河津
所在地	413-0504 静岡県賀茂郡河津町田中字山田 520-1
電話番号	0558-32-3203
法人種別及び名称	社会福祉法人 南寿会
代表者職	理事長
代表者氏名	真下 和人
管理者氏名	佐々木 智美
介護保険事業所番号	2270100338
指定年月日	平成 16 年 11 月 1 日
交通の便	伊豆急電鉄 河津駅 徒歩 15 分
サービスを提供する 通常の実施地域	河津町、東伊豆町、下田市

(2) 職員の概要

職 種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者	1 人	常勤 兼務 1 人	介護支援専門員
介護支援専門員	2 人	常勤 専従 2 人	介護支援専門員

(3) 営業日及び営業時間

営 業 日	週 5 日 (月～金曜日)
営 業 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
休 業 日	土・日及び年末年始

(4) 休業日及び夜間相談受付体制

ご相談連絡先：0558-32-3203（24時間受付）

2 居宅介護支援の概要

(1) 居宅介護支援の概要

- ① 要介護認定の申請代行
- ② 居宅サービス計画の作成
課題分析票の種類：河津町・東伊豆町共通アセスメントチャート使用
- ③ 居宅サービス計画作成の管理（居宅サービス実施確認・給付管理・計画の変更等）
- ④ サービス事業者等の連絡調整
- ⑤ 介護保険施設への紹介
- ⑥ その他

(2) 居宅介護支援の利用に当たって

項目	内容
利用者のサービス選択について	利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求める事ができ、そのサービスを任意に選択する事が出来ます。 また、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事も出来ます。
ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る	当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況を必要に応じて提示し説明します。 前期(3月1日～8月末日) 後期(9月1日～2月末日)
サービス提供困難時の対応	自ら適切な居宅介護支援の提供が困難であると認めたときは、他の居宅介護支援事業所を紹介いたします。
サービスの質の向上のための方策	介護支援専門員の採用時研修及び継続的な研修を年3回以上行います。
介護支援専門員を変更する場合の対応	当事業所において、自らの事情により担当介護支援専門員をご契約の了解の上変更する場合があります。又、ご契約者より変更の申し出があった場合、ご協議の上、対応させていただきます。
プライバシーの遵守	支援事業者及び介護支援専門員は、業務上知り得たご利用者又はご家族の秘密を保持します。
事故発生時の対応	居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご家庭に連絡を行い、必要な措置を講じます。又、損害賠償の責に帰すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償を行うものとします。
医療連携について	病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は、診療所に伝えていただきます。
介護支援専門員一人当たりの担当利用者数	44件までとする。(介護予防担当件数含む)

3 利用料金

(1) 利用料

原則として自己負担はありません。

1. 但し、ご本人の被保険者証に支払方法変更の記載（ご本人が保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載）があったときは、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただきます。

この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、住所地市町村の窓口へ提出して、払い戻しを受けてください。

介 護 度	料 金
要介護 1・2	10,860 円
要介護 3～5	14,110 円

2. 要件を満たし主任介護支援専門員を配置し常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置し、実習受け入れ事業所となるなど人材育成への協力体制を整備しており、毎月 3230 円の加算となります。

3. 評価に該当した月に加算となります。(ア) 入院時情報連携加算 (I) 入院時情報連携加算 (II) (イ) 退院・退所加算 カンファレンス無 (I) (II) 退院・退所加算 カンファレンス有 (I) (II) (III) (ウ) 初回加算 (エ) 緊急時等居宅カンファレンス加算 (オ) ターミナルケアマネジメント加算 (カ) 特定事業所加算(III) (キ)通院時情報連携加算

(2) 交通費

サービスを提供する通常の実施地域にお住まいの方	河津町・東伊豆町・下田市 無料
上記以外にお住まいの方	交通費 (介護支援専門員が訪問するための交通費実費が必要となります。) 通常の実施地域から片道 25 k m 以上 2,000 円

(3) 支払方法

当事業者に料金を支払うこととなる場合の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月 15 日までに前月分の請求をしますので、27 日までにお支払いください。

お支払方法は、銀行振込、銀行等口座引落のいずれかをご契約の際に選択してください。

4 サービスの終了について

(1) 事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、止むを得ない事情によりこのサービスの提供を終了させていただく場合がございます。この場合は、サービスの提供終了1ヶ月前までに文書であなたに通知するとともに、他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報をあなたに提供いたします。

(2) 自動終了

次の場合には、自動的にサービスを終了します。

- ア 利用者が介護保険施設に入院又は入所した場合
- イ 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ウ 利用者が亡くなった場合

5 虐待防止について

事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- (1) 虐待を防止するため、従業者に対し研修を実施します
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します
- (3) その他虐待防止のために必要な措置を講じます
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

6 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町、関係医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います

7 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の予防のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知します
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します

8 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います

9 身体的拘束について

- (1) ケアマネジメントにおいて利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない
- (2) ケアマネジメント支援の中でやむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、対応サービス事業所など必要な事項を記載することとする。

10 居宅介護支援に対する苦情

当事業者の居宅介護支援及び当事業者が作成した介護サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、介護支援専門員に関すること、利用料金に関することなど、お気軽に御相談ください

担当 佐々木 智美

電話 0558-32-3203

ご利用時間 営業日・営業時間と同様

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申立てることができます。

河津町役場	担当窓口 福祉介護課
	電話番号 0558-36-3232 受付時間 月～金曜日 午前8:15～午後5:00
東伊豆役場	担当窓口 健康づくり課 介護係
	電話番号 0557-95-1124 受付時間 月～金曜日 午前8:30～午後5:15
下田市役所	担当窓口 市民保健課 介護保険係
	電話番号 0558-22-2077 受付時間 月～金曜日 午前8:30～午後5:15
国民健康保険団体連合会	電話番号 054-253-5590 受付時間 月～金曜日 午前9:00～午後5:00

令和 年 月 日

事業者

居宅介護支援の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡県賀茂郡河津町田中520-1

名称 居宅介護支援事業所 サンシニア河津

説明者 佐々木智美

利用者

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

住所 静岡県賀茂郡河津町

氏名

代理人 続柄()

住所 静岡県賀茂郡河津町

氏名